

# 議会改革推進委員会会議録

令和 7 年 10 月 23 日

---

本日の会議に付した事件

○協議事項

検討項目について

議員定数について

タブレット導入による政務活動費の見直しについて

休日・夜間議会について

会議録の暫定版の発行について

議会役員の選出方法の見直しについて

議会報告会について

行政視察の在り方の見直しについて

市議会災害対応について

次回の開催日程について

---

出席委員（5名）

委 員 長	大 川	裕	君
副 委 員 長	鈴 木	敦	子
委 員	楊	隆	子
委 員	武 松	忠	君
委 員	大 川	晋	作

---

議会局職員出席者

議 会 局 長	室 伏	正 彦
副 局 長	高 橋	洋 子
議 事 調 査 担 当 課 長	勝 又	光 一
議 事 調 査 係 長	橋 本	昇
主 査	李 治	一

午後 1時28分 開会

○委員長【大川 裕君】 ただいまより、議会改革推進委員会を再開いたします。

本日の委員会は、令和7年9月10日に引き続きまして、第3回目の委員会となります。

協議事項に入る前に、まず、前回の委員会の内容を確認させていただきます。

「07\_【参考資料1】前回の議会改革推進委員会について」を御覧ください。

初めに、「1 検討項目の割り振りについて」については、検討項目の「7 一般質問通告の見直しについて」、「8 討論の見直しについて」、「9 質疑について」は議会運営委員会に、「15 市議会ホームページの充実について」は議会広報広聴常任委員会に詳細協議を依頼することに決定しました。

次に、「2 今後のスケジュールについて」、第3回目以降の委員会は、約2か月に1回のペースで開催予定であり、令和7年度末まで詳細協議を進めますが、必要に応じて令和8年4月以降も継続すること、年明けには中間答申を、令和8年度には最終答申を提出する計画であること、第3回目以降の委員会については、複数の検討項目を各会派で事前に配布された調査票をもとに協議し、委員会内で意見を共有し詳細協議により方向性を決定していくことの説明がありました。

次に、「3 検討項目について」ですが、検討項目の「1 議員定数について」、「4 タブレット導入による政務活動費の見直しについて」、「6 休日・夜間議会について」、「12 会議録の暫定版の発行について」、「16 議会役員の選出方法の見直しについて」に係る以前に協議した際の結果や県内他市の状況などを書記から説明し、各会派に事前に話し合っていただくための調査票を配付しました。

以上が、前回の委員会の協議内容となります。

---

○委員長【大川 裕君】 それでは、協議事項の（1）検討項目についてを議題といたします。

前回の本委員会で各会派に調査票を配布した項目アからオにつきまして、その調査結果をとりまとめた一覧表を、委員の皆様に事前に配付させていただいております。

つきましては、書記にアからオについて一括して資料の説明をさせ、資料に対する質疑

を行った後、1件ずつ協議をしてまいります。その際改めて各会派から考え方を発表いただきたいと思いますが、事前に「一覧表」を確認していただいた結果、「一覧表」に記載の考え方を変更されたいという場合は、その旨を発表していただいて構いませんので、よろしくお願ひいたします。

それでは、書記に資料の説明をさせます。

○書記【神田明香君】 それでは、私から御説明いたします。

「01\_【資料1】調査結果のとりまとめ一覧表」を御覧ください。

前回の本委員会で、各会派に調査票を配付しましたが、その調査結果をとりまとめた一覧表になります。なお、表中、網掛けとなっている部分は、多数意見をお示ししています。

各会派の御意見につきましては、この後、発表をお願いしたいと存じますが、まずは集計結果を御報告いたします。

表の一番下の「集計」欄を御覧ください。

表の一番左側になります、「議員定数について」は、「増やすべき」が1会派、「現状維持とすべき」が3会派、「減らすべき」が3会派となっています。ただし、そのうち両論併記が2会派ございまして、誠新が「現状維持とすべき」と「減らすべき」、志民の会・ミモザりっけんが「増やすべき」と「現状維持とすべき」とされています。

「タブレット導入による政務活動費の見直しについて」は、「インク・トナーカートリッジ」と「FAX使用料」の按分率と上限額についてお伺いしました。まず、「インク・トナーカートリッジ」の「按分率」につきましては、5会派全てが「有」、かつ「按分率50%」でした。「上限額」につきましては、「有」が1会派で、月額5000円、「無」が4会派でした。「FAX使用料」の「按分率」につきましては、3会派が「有」、かつ、「按分率50%」で、「無」が2会派でした。「上限額」につきましては、「無」が5会派全てです。

次に、「休日・夜間議会について」は、「実施すべき」が1会派、「実施すべきでない」が4会派でした。

「会議録の暫定版の発行について」は、「発行すべき」が3会派、「その他」が2会派で、「その他」といたしましては、「議会局の負担がないように検討すべき」、「議会局の負担次第」という内容でした。

最後に、「議会役員の選出方法の見直しについて」は、「改定すべき」が1会派、「現状維持とすべき」が4会派でした。

次に、2枚目になりますが、無会派議員3名から御意見をいただきましたので、表のとおり記載しております。

最後に、3枚目になりますが、「議員定数について」は、「住民代表機能の維持」、「執行部に対する監視機能・政策提言機能の強化」など、五つの観点について、各会派からいただいた御意見をまとめたものです。この後、この表の内容など、各会派の御意見を発表していただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 書記の説明が終わりました。

本資料について質疑のある方は挙手願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【大川 裕君】 質疑もございませんので、質疑を終わります。

それでは、まず、「議員定数について」を、会派届け出順に公明党の楊委員から、調査票に記載していただいておりますが、補足も含め御意見の発表をお願いいたします。

○委員【楊 隆子君】 議員定数ですけれども、「現状維持とすべき」ということで、小田原市は地域がとても広くて、一概に人数の割で考えていくのは難しいと判断しました。地域の声を届けて、皆さんの民意を広く拾っていくことがとても大事だと思いまして、会派としては、議員定数は27人のまま変えない、それから委員会も三つありますと、ちょうど同じ人数ずつで、これは良いことではないかなと思っています。

類似のところで、例えば、茅ヶ崎市や平塚市のほうが人口が多くて、議員の数は少ないとは思うのですが、小田原市は、海も山も川もあり、駅も多くて、いろいろな課題もあるかなと思うときに、人数は拙速に減らすべきではないのではないかと思いました。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 次に、誠和、武松委員。

○委員【武松 忠君】 誠和は「減らすべき（1減）」ということです。

議員定数については、現状27人の定数で、1名欠員ということで、事実上26人になっていること。それから議長に裁決権がないため、可否同数での議長裁決を避けるためにも、定数については偶数が望ましいというようなことになっております。

ただ、他市との関係では、鎌倉市、秦野市と同等の割合で、妥当と考えております。

「その他」ですけれども、現状、欠員の26人で、市民より、特に不満の声を聞いていないということでございました。

以上でございます。

○委員長【大川 裕君】

次に、誠新、私どものほうですね。

両論併記になっておりまして、「現状維持とすべき」と「減らすべき（1減）」、これなかなかまとまらなかつたのですけれども、面積を考慮すると、やはり楊委員が言われたように現状維持が望ましい。一方で、先ほど言ったように、茅ヶ崎市、平塚市に比して多いというのが、どうしても相対的なものと考えると減らせたほうがいいのではないかという意見が出ていました。もっとも、議長に裁決権がないため、26人という偶数にしたほうが、議長裁決をしなくていいということになれば、それはそれでいいことなのかなと思う部分があって、会派の中では、落としどころがまだ見えていない状況にあります。

○委員長【大川 裕君】

次に、志民の会・ミモザりっけん、鈴木副委員長。

○副委員長【鈴木敦子君】

志民の会・ミモザりっけんは、「増やすべき」と「現状維持とすべき」の両論併記となりました。

理由といたしましては、公明党の楊委員と同じ点も多くあり、幅広く市民の声を届けるためには、27人を維持するべきではないかということと、それから、一つでも多く多様な意見を集約することが、機能の強化につながるということです。

それから、1人減となったことは不可抗力ではありましたが、条例の改正漏れの見落としなどもあり、十分な監視機能が26人でできたとは思えないということです。

類似都市と比較しても、人数は妥当と考えるということです。

あと、「増やすべき」というのは、同じ意見なのですけれども、より強化するということにつながるということで、両論併記となりました。

○委員長【大川 裕君】

次に、維新の会・次世代おだわら、大川委員。

○委員【大川晋作君】

私どもは、現状の小田原市的人口から考えると、1人減というところでも維持できるのではないかということと、あと、現状の26人の体制でやっているのですが、それでも維持できているのではないかということで、1人減という形にさせていただきました。

以上です。

○委員長【大川 裕君】

各会派の発表が終わりました。

「増やすべき」とする会派が1会派、「現状維持とすべき」とする会派が3会派、「減らすべき」とする会派が3会派でございました。なお、2会派におかれましては両論併記であります。

それでは、協議に入ります。

議員定数につきましては、過去の検討におきましても、複数回の協議を重ねて、慎重に方向性を決定しておりますことから、正副委員長としましては、次回以降の本委員会でも協議を重ねていきたいと考えております。そのような点も踏まえまして、追加の調査や資料等も含めて意見のある方は举手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御意見もありませんので、これで終わります。

それでは、議員定数につきましては、追加の資料等ではなく、次回以降の本委員会でも協議を重ねていくこととして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、検討項目についての、ア 議員定数についてを、終わります。

---

○委員長【大川 裕君】 次に、検討項目についての、イ タブレット導入による政務活動費の見直しについてを議題といたします。

資料1を御覧ください。

資料1についての書記の説明は終わっておりますので、公明党の楊委員から、補足も含め御意見の発表をお願いいたします。

○委員【楊 隆子君】 インク・トナーカートリッジについては、皆さんと同じで、按分率は「有」で、同じだと思いました。

それで、上限額のほうが、どうしてもというわけではなくて、月額金額が多かった場合、上限があったほうがいいのかなと思って載せましたけれども、他の会派の皆様が、皆さん「無」ということであれば、それはそれで構わないと思います。

それからFAXについては、これはFAXが、そもそもFAXと電話が一緒になっていたり、FAXだけであったりするから、そもそも政務活動費に入れなくてもいいのではないかという考え方で、「無」にいたしました。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 次に、誠和、武松委員。

○委員【武松 忠君】 按分率のほうは「有」で50%です。それから、そ

そもそもFAXやインク・トナーカートリッジがどういう目的で使われているかというと、いわゆる議会のこういった資料を出すということにほとんど使っていないというのが現状でした。ということで、タブレット導入だからという前提が、会派の中では共有されず、現状のままでいいのではないかというような方向になって、FAXについても、按分率「有」の50%、それから上限額「無」ということになっています。

先ほど出たように、複合機で一体となって契約されている方とか、あとはインク、枚数によって、支払っている方だとか、無くなったらインクだけ補給されるというような、いろいろなパターンの契約をされていることがあるので、これは統一的に出すのはなかなか難しいかなというような結論もありまして、按分率でというような方向となりました。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 続いて、私ども誠新ですけれども、「有・無・無・無」という形になってますが、基本的には大勢順応という形で皆さんのはうのお考えに合わせるようにいたします。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 次に、志民の会・ミモザりっけん、鈴木副委員長。

○副委員長【鈴木敦子君】 こちらは、確かにペーパーレスということで、議会からの連絡にFAXはほとんど使われていないのですが、ただ御自分で、議会活動としてFAXを利用されている議員がいらっしゃるのであれば、FAX使用料については、議会活動に使われているということですので、それが例え1人であっても、使っている議員がいるのであれば「有」でいいのではないかということです。

理由は皆様と一緒に、「有・無・有・無」で、とにかく使っている方がどれくらいいるのかは確認したほうがいいのかなということはございました。

以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 続いて、維新の会・次世代おだわら、大川委員。

○委員【大川晋作君】 私どものほうは、「有・無・有・無」という形になっているのですけれども、そもそもで言うと、タブレット導入というのは、どうしてタブレット導入になったのかというところで考えたら、やはりこういったものをできるだけ使わない方向にしていくというのが、多分、これが元々の意味だと思っております。会派として。

その中でも、そうは言えないよねというところで言うと、現状使うこともありますので、

こういった形のもので、50%の按分率というのを出させていただきました。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 各会派の発表が終わりました。

この検討項目につきましては、正副委員長としましては、本日の本委員会で方向性を決定したいと考えております。

それでは、協議に入りますが、本件は御協議いただく内容が複数にわたります。

つきましては、インク・トナーカートリッジとFAX使用料とに大別し、さらにそれぞれについて「按分率設定」と「上限額設定」を分けて、御協議いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、タブレット導入による政務活動費の見直しについて、まずは、インク・トナーカートリッジの按分率設定についてですが、こちらは全ての会派が按分率50%で按分すべきとの御意見ですので、按分率50%とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのように取り扱ってまいります。

次に、インク・トナーカートリッジの上限額設定について、御意見等のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御意見等もありませんので、これで終わります。

上限額設定は「不要」という会派が多数ですので、上限額は不要と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのように取り扱ってまいります。

続きまして、FAX使用料の按分率設定について、回答が分かれておりますが、御意見等のある方は挙手願います。

○議会局副局長【高橋洋子君】 先ほど副委員長のほうから、FAXがどれくらい

使われているのかというようなことの確認をしたいというお話があったかと思いますのでお答えさせていただきますが、担当の方から答えさせていただきます。

○議会局主査【李 淩一君】 ただいまの件についてお答えいたします。

例年、二、三名の方がFAX利用料については計上されていらっしゃる状態です。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 鈴木副委員長、よろしいですか。

○副委員長【鈴木敦子君】 利用されている方がいらっしゃるということです  
ので、「有」で、按分率50%でいいと思います。

○委員長【大川 裕君】 御意見等も尽きましたので、これで終わります。

それでは、按分率設定が「必要」で、按分率は「50%」という会派が多数ですので、按  
分率50%とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのように取り扱って  
まいります。

次に、FAX使用料の上限設定についてですが、こちらは全ての会派が上限額設定は  
「不要」との御意見ですので、上限額設定は不要とすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのように取り扱って  
まいります。

それでは、ただいまの決定に基づきまして、検討項目についての、イ タブレット導入  
による政務活動費の見直しについてにつきましては、インク・トナーカートリッジ、FAX  
使用料とともに、「按分率は必要（有）で50%」、「上限額はなし」と答申することとい  
たします。

以上で、検討項目についての、イ タブレット導入による政務活動費の見直しについて  
を終わります。

---

○委員長【大川 裕君】 次に、検討項目についての、ウ 休日・夜間議会  
についてを、議題といたします。

資料1を御覧ください。

資料1についての書記の説明は終わっておりますので、公明党の楊委員から、補足も含

め御意見の発表をお願いいたします。

○委員【楊 隆子君】 現状維持で、休日・夜間議会は「実施すべきでない」という方向で、会派で話し合いました。YouTube配信もしていますし、いつでもどこでも確認できる状況であったり、また、夜間や休日の開催の一番は、やはり職員の時間外勤務のこととか、手当のこともそうだし、警備や照明などですね、追加のコストが発生したり、まだまだ市民の関心が把握できていない状況かなと思います。

以上で、現状維持ということで、よろしくお願ひします。

○委員長【大川 裕君】 続きまして、誠和、武松委員。

○委員【武松 忠君】 「実施すべきではない」ということです。

理由については、楊委員と同様です。

○委員長【大川 裕君】 引き続き、誠新ですが、「実施すべきでない」ということで、理由については楊委員が、ほぼほぼ終わらせていただいたのですけれども、やはり働き方改革とかを考える上で、そういったことを考慮しながら、やはり実施するなら、しなければいけないと思いますし、全国的に見てもかなり、やっていたけどやめてしまったところも多いという状況を考え合わせると、やはり現状維持でよろしいのではないかかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 続きまして、志民の会・ミモザりっけん、鈴木副委員長。

○副委員長【鈴木敦子君】 私どもの会派は、「実施すべき」ということで、やはり1人でも多く市民の方に、リアルな場で議会の在り方を見ていただくということも必要だと思いますし、働き方改革もあるのですけれども、ほぼほぼ夜間議会をやめたところというのが、コロナ禍がきっかけということもありました。ですので、そういう理由であるならばぜひ、今、コロナが収まっているときになりましたし、1人でも多くの市民の方に、やはり平日ですと働いていられる方もいらっしゃるので、見ていただくことが重要ではないかということで、夜間開催をすべきという意見です。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 続きまして、維新の会・次世代おだわら、大川委員。

○委員【大川晋作君】 私どもの会派は、「実施すべきでない」というと

ところで、先ほど言われました楊委員の意見と、あと大川委員長が言われたような意見等とほぼ同様ですので、「実施すべきではない」ということあります。

○委員長【大川 裕君】 各会派の発表が終わりました。

「実施すべき」とする会派が1会派、「実施すべきでない」とする会派が4会派でございました。

この検討項目につきましても、正副委員長としましては、本日の本委員会で方向性を決定したいと考えております。

それでは、協議に入りますが、御意見等のある方は挙手願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【大川 裕君】 御意見等もございませんので、これで終わります。

それでは、「実施すべきでない」という会派が多数ですので、休日・夜間議会については実施すべきでないとすることで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、検討項目についての、ウ 休日・夜間議会についてにつきましては、「実施すべきでない」と答申することいたします。

以上で、検討項目についての、ウ 休日・夜間議会についてを終わります。

---

○委員長【大川 裕君】 次に、検討項目についての、エ 会議録の暫定版の発行についてを議題といたします。

資料1を御覧ください。

資料1についての書記の説明は終わっておりますので、公明党の楊委員から、補足も含め御意見の発表をお願いいたします。

○委員【楊 隆子君】 会議録の暫定版を「発行すべき」としました。その理由は、早くにいろいろ、どのようにお答えされたかなとか、他の方の質問について、こういうふうに言われていたよなとか、知りたい場面もすごく多いです。ですが、議会局の負担が多くなってしまったりすると、また、それは考えていかなければいけないと思うのですけれども、そこは議会局に聞きたいところであります。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 続きまして、誠和、武松委員。

○委員【武松 忠君】 「その他」ということで、議会局の負担がないように検討すべきということなのですけれども、これ自体が議会局の提案だったので、発行したほうがいいという理解はしているのですけれども、ただ、遅くなった原因というのが、やはり議会の質問者が増えたり、それぞれの一問一答で、非常に会議録の分量が増えていくとか、議員の中で、やはりある程度考慮しなければいけないところもあるのではないかというのも出ておりましたが、これは大勢順応ということでございます。

○委員長【大川 裕君】 私どもの会派、誠新ですが、今の、武松委員と同じ考え方で、議会局の負担ということで書いてございますけれども、議会局からの提案ということでございますから、とは言え、議会局の負担が増えることには変わりないと思いますから、そこら辺のところで、議会局のほうから、それに対しての御意見をお伺いできればと思います。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 次に、志民の会・ミモザりっけん、鈴木副委員長。

○副委員長【鈴木敦子君】 私たちの会派は、「発行すべき」ということで、やはり楊委員の言うとおり、早く見られたらということと、暫定版であるので、完全版ではないとすれば、やはり、それほどに議会局の負担がないのではないか。ぜひ発行していただきたい。

以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 続きまして、維新の会・次世代おだわら、大川委員。

○委員【大川晋作君】 私どもの会派も、「発行すべき」というところで、武松委員と同じ意見であります。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 各会派の発表が終わりました。

「発行すべき」とする会派が3会派、「その他」とする会派が2会派でございました。ここで、会派の中から「議会局の負担」について御意見が出ていますが、議会局から何か説明などありますか。

○議事調査担当課長【勝又光一君】 この件に関しまして、まず議会局の負担を慮っていただきまして、ありがとうございます。

会議録の暫定版の発行についての概要案について御説明させていただきます。

本会議と3常任委員会、予算、決算特別委員会の校正前の暫定版データ（P D F）を議員と職員のみに提供する。ただし、あくまでも公式記録ではございませんので、取扱注意ということにさせていただければと思います。こうすることで、議会活動等に寄与できるものではないかと考えております。

なお、このことに伴い、新たな予算負担は生じません。

提供までの目安といたしましては、本会議が開催日の約16日後、委員会が開催日の約30日後を見込んでいます。ただし、会議が立て込む場合は、もう少し時間がかかる場合もあるかと考えております。

また、「提供」と申し上げましたが、あらかじめ指定の場所にこの暫定版データを保存しまして、それを議員や職員が必要に応じて閲覧できるようにしたいと考えております。

なお、正式な会議録がホームページに公開された後は、こちらの暫定版データは削除したいと考えております。

保存場所につきましては、議員におかれましてはサイドブックス、職員におかれましては職員のみが閲覧できるような掲示板というように考えております。

このような方法であれば、御懸念の議会局の負担は生じないものと考えております。

あと、会議録ができるまでの流れについても少し御説明させていただきます。

まず、本会議につきましては、音声データ等を委託業者に提出いたしまして、おおむね16日程度で初稿のデータ等が議会局に提出されます。このデータを暫定版データとして取り扱いたいと考えております。このデータを基に、議会局では音声確認等を踏まえまして校正を行っています。校正されたものは議長までの決裁を取り、委託業者に提出して最終的な納品が行われます。最終納品されたデータを基に、会議録冊子の印刷、会議録検索システム用のデータ編集作業等が、次の定例会の告示前までに行われております。本会議につきましては、おおむね遅れはないものと認識しております。ただし、例えば、昨年度の例なのですが、12月定例会の会議録につきましては、年末年始の休みや定例会ごとの間隔の日程案等を考慮しまして、告示日に冊子が間に合わず、データのみの提供をしたような事例もございました。

次に、委員会の会議録でございますが、こちらもおおむね30日程度で初稿データが議会局に提出されますので、このデータを「暫定版」として提供できるものと考えております。委員会の会議録につきましては、本会議の会議録と同様に、音声確認等をして校正を行います。これに大体1か月から2か月程度を要しております。その後、会議録検索システム

用のデータ編集作業が行われて、ホームページ上での公開ということになっています。

近年の、この辺の会議録のボリュームの傾向も調べてみました。

本会議の会議録につきましては、令和4年度が約1500ページ、令和5年度が約1600ページ、令和7年度が約1700ページで、若干増加傾向にございます。委員会につきましては、年において出っ込み引っ込みもあるものの、顕著な増減はございませんでした。ただし、令和7年度につきましては、所管事務調査を実施しておりますので、ボリュームが大きくなるのではないかというふうには見込んでおります。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 この検討項目につきましても、正副委員長としましては、本日の本委員会で方向性を決定したいと考えております。

今の議会局からの説明なども踏まえて、御意見等のある方は挙手願います。

○委員【武松 忠君】 1点、質問ではないのですけれども、PDFのデータがテキストで解読できるものなのかどうか、その点だけ確認させていただきます。文字認識で、コピーや貼り付けができるような形式となるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議事調査係長【橋本 昇君】 こちらのほうは、一旦確認をさせていただきたいと思いますけれども、元々、Wordデータをベースにしていますので、それをPDFに変換すれば、おそらくテキスト認識もするのではないかというところでございます。

現時点で、絶対にこうですということまではお話ができないのですが、おそらく大丈夫ではないかと思ってございます。

○委員長【大川 裕君】 御意見等も尽きましたので、これで終わります。  
それでは、「発行すべき」という会派が多数ですので、会議録の暫定版の発行については、議会局の説明の条件を踏まえた上で、発行することとして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、議会局の説明にあった条件の確認ですが、「対象の会議は本会議と3常任委員会、予算、決算特別委員会とする」、「校正前のPDFデータを、公式記録ではない暫定版として、議員と職員のみに対し、閲覧できるようにする」、「会議録がホームページに公開された後はデータを削除する」、「データ提供の目安は、原則、本会議が開催日の約16日後、委員会が開催日の約30日後とする」との内容でありましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】

御異議ございませんので、検討項目についての、

エ 会議録の暫定版の発行についてにつきましては、「議会局の説明の条件を付した上で、発行すべき」と答申することといたします。

以上で、検討項目についての、エ 会議録の暫定版の発行についてを終わります。

---

○委員長【大川 裕君】

次に、検討項目についての、オ 議会役員の選出方法の見直しについてを議題といたします。

資料1を御覧ください。

資料1についての書記の説明は終わっておりますので、公明党の楊委員から、補足も含め御意見の発表をお願いいたします。

○委員【楊 隆子君】

議長選挙におきましては、現在も所信表明演説の場がある、問題がないと思っています。実施方法も特段支障はないと考えます。また、役員なのですけれども、経験が必要だったり、また、経験を積む意味合いもあったりと、いろいろあると思いますが、議会三役とか正副委員長それぞれの役割で、そのときの状況に応じて選出が必要であると考えますので、議会役員等の選出に要件を設けるべきではなく、議長選挙における所信表明演説の実施方法を改定すべきではない。「現状維持とすべき」としたいと思います。

○委員長【大川 裕君】

続きまして、誠和、武松委員お願ひいたします。

○委員【武松 忠君】

「現状維持とすべき」ということでございます。

基本的には選挙で選ばれる、または自薦他薦で結果的に多数決で選ばれるということをございますので、それ以上でもそれ以下でもないということでございます。

○委員長【大川 裕君】

誠新ですけれども、「現状維持とすべき」ということで、今、お二人から様々な御意見をいただきましたけれども、私どもの考えもそれと同じようございますので、現状維持でよろしいかということでございます。

○委員長【大川 裕君】

続きまして、志民の会・ミモザりっけん、鈴木副委員長。

○副委員長【鈴木敦子君】

私どもの会派は、「改定すべき」という意見でございます。その理由といたしましては、前回の議長選挙でも、所信表明の、例えば文書を事前に配ることであったりですとか、そういったことは必要ではないかと思います。

私たち議員は市民の代表であり、その中の代表を選ぶということありますので、やはり、それは市民にも公開されるべきであると思います。そして、所信表明はそれを選ぶ上で大切なものですので、公開されるべきであると思います。

また、委員会の委員長や副委員長においても、やはり楊委員もおっしゃっていましたけれども、経験することも重要でありますし、市民の代表である議員が、ある程度みんなが経験することが重要であるというふうに思いますので、この選び方、選出方法などは、改定すべき内容については、また詳しく議論すべきであるけれども、とりあえず「改定すべき」であると考えます。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 続きまして、維新の会・次世代おだわら、大川委員。

○委員【大川晋作君】 「現状維持とすべき」ということです。

先ほど皆さんから御提案をいただきました。今、バランスのとれたやり方であると、会派としては考えていますので、このままの、「現状維持とすべき」と考えております。

○委員長【大川 裕君】 各会派の発表が終わりました。

「改定すべき」とする会派が1会派、「現状維持とすべき」とする会派が4会派でございました。

この検討項目につきましても、正副委員長としましては、本日の本委員会で方向性を決定したいと考えております。

それでは、協議に入りますが、御意見等のある方は挙手願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【大川 裕君】 御意見等もありませんので、これで終わります。

それでは、「現状維持とすべき」という会派が多数ですので、議会役員の選出方法の見直しについては現状維持とすることで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、検討項目についての、オ 議会役員の選出方法の見直しについてにつきましては、「現状維持とすべき」と答申することといたします。

以上で、検討項目についての、オ 議会役員の選出方法の見直しについてを終わります。

○委員長【大川 裕君】

次に、検討項目についての、力 議会報告会につ

いてを、議題といたします。

なお、この後、書記からも説明がありますが、現在、議会報告会の一環として議場見学会を実施しております。

今回の調査票につきましては、議場見学会以外の議会報告会の実施に関する御意見を回答いただくものとなります。

それでは、書記に資料の説明をさせます。

○書記【神田明香君】

それでは、私から御説明いたします。

「02\_【資料2】検討項目（令和7年10月23日）」の表を御覧ください。

こちらは、「関係する法令等」、「以前に協議した際の経緯」、「現状・課題・補足事項」、「前回の委員会の検討結果」などを記載しております。

次回の、第4回委員会で詳細協議を行っていただく検討項目として、他市状況など、ある程度資料が揃ったものとなります。表の「項目欄」にございますように、「5 議会報告会について」、「10 行政視察の在り方の見直しについて」、「13 市議会災害対応について」の3項目とさせていただきたいと存じます。

まずは、「議会報告会」について御説明いたします。

早急に改善すべき項目として、議会報告会を挙げられています。「必要に応じて開催」となっているために、令和3年度以降、議会報告会の一つの形として実施している小学生対象の議場見学会を除き、議会報告会が近年開催されておらず、市民への説明責任が十分に果たされていないことから、テーマ別やオンライン形式を含めた柔軟な方法で、定期的な開催を必ず行えるよう条文の改正などを検討することについて御提案をいただきました。

なお、以前の協議といたしましては、議会改革推進委員会（平成30年6月5日設置）において、議会基本条例の見直しとして議会報告会の在り方について協議され、「現状維持とする」との結論に至っております。

現状といたしましては、令和3年度以降、議会の説明や報告の側面があることを踏まえ、議会報告会の一つの形として、毎年小学生を対象に議場見学会を実施しており、令和6年度の実績も19校となっております。

論点といたしましては、この議場見学会以外の議会報告会の実施方法についての検討とさせていただいております。

続きまして、「08\_【参考資料2】県内他市調査とりまとめ」を御覧ください。

こちらは、1枚目から2枚目が、議会報告会、行政視察について、3枚目から4枚目が、市議会災害対応に関する県内各市の状況を表にまとめたものでございます。

表の上段、議会報告会につきましては、実施の規定のない市、さらには、近年の開催がない市も複数ございました。また、議会報告会を開催している市においては、年1回の開催が多いようですが、複数回開催している市もございました。

参加者については、対象者を決めていない市も、テーマを設定し対象者を限定している市もございました。課題といたしましては、参加者の募集方法や参加者数の伸び悩み、会を進行するに当たってのファシリテーション能力や、参加者からのテーマに沿わない発言内容などが挙げられています。

次に、「04\_【資料4】議会報告会について」を御覧ください。

本市議会で、平成25年度から平成28年度にかけて開催した議会報告会について、表で記しております。平成27年度までの各年度、川東地区と川西地区で1回ずつ、土・日曜日に開催しておりましたが、多くの要望や、議員が回答に窮するような質問が続き、議会の報告や活動を知ってもらうという本来の目的が十分に達成されなかった側面がある状況を踏まえ、平成28年度は、当時の特別委員会での審議もあり、シンポジウム形式で開催されました。

2枚目から3枚目にかけましては、令和4年度から令和6年度の行政視察報告書から抜粋した、他市の実施例となります。高校生議会を開催した愛知県知立市や、テーマを設定し実施した愛知県瀬戸市、山形県米沢市、子どもを対象にした模擬議会や中学・高校生のジュニア未来議会、市民全体を対象とした議場見学など、幅広く取り組まれている栃木県宇都宮市を記載しております。

最後に、「03\_【資料3】調査票」を御覧ください。

調査票は、他の検討項目を含め3枚となりますが、まずは1枚目を御覧ください。

議会報告会について、現在実施している議場見学会以外に、「議会報告会を実施すべき」、「実施すべきではない（現状維持とすべき）」、「その他」により、皆様のお考えを伺う内容としております。

また、その理由のほか、「議場見学会以外に、議会報告会を実施すべき」と回答された場合は、具体案も併せて御記入をお願いしたいと存じます。

この調査票に会派名、各会派の御意見を御記入いただき、11月14日（金）までに、ライソワクスの「議会改革推進委員会のトーク」宛て御提出いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】

書記の説明が終わりました。

質疑や御意見のある方は挙手願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【大川 裕君】

御発言もございませんので、質疑等を終わります。

それでは、こちらの項目につきましては、一度会派にお持ち帰りいただきまして、調査票により、現時点での各会派の意見を取りまとめ、次回の本委員会で協議を進めていきたいと考えておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【大川 裕君】

御異議ございませんので、そのように取り扱ってまいります。

以上で、検討項目についての、カ 議会報告会についてを終わります。

---

○委員長【大川 裕君】

次に、検討項目についての、キ 行政視察の在り方の見直しについてを議題といたします。

書記に資料の説明をさせます。

○書記【神田明香君】

それでは、私から御説明いたします。

再び、「02\_【資料2】検討項目（令和7年10月23日）」を御覧ください。

表の下段、「行政視察の在り方の見直しについて」ですが、行政視察の成果が政策提言に十分に結び付いていないことから、行政視察の目的と成果を明確化し、政策提言に反映する仕組みを構築し、また、視察の透明性と実効性を高め、議会活動の質向上につなげるこの御提案をいただきました。こちらは、近年の協議はございません。

次に、現状ですが、「小田原市議会行政視察執行要領」において視察の目的や視察地の選定、視察報告について規定しており、現在、この要領に基づき、行政視察を実施しているところでございます。そのため、論点といたしましては、この「小田原市議会行政視察執行要領」の見直しを行い、視察の透明性と実効性を高めるとともに、政策提言に反映する仕組みを盛り込むことについての検討とさせていただいております。

続きまして、「08\_【参考資料2】県内他市調査とりまとめ」を御覧ください。

県内他市の状況でございます。

表の下段、行政視察につきましては、行政視察の日数や令和7年度の予算額のほか、行

政視察の報告方法、オンライン視察の実施の有無、政策提言に直接結びついた実績などを記載しております。どの市も報告の書類を作成されていますが、政策提言に直接結び付いた実績については5市となっており、委員会から市に政策提言書の提出などをされているようです。

次に、「05\_【資料5】小田原市議会行政視察執行要領」を御覧ください。

本要領において、「1 視察の目的」、「4 視察地の選定」、2枚目になりますが、「5 視察の実施方法」、3枚目になりますが、「8 視察報告書」などの規定がされている状況で、本市の行政視察を執行する上での根拠としております。

最後に、「03\_【資料3】調査票」の2枚目を御覧ください。

こちらは、行政視察の在り方の見直しについて、ただいま御説明いたしました、小田原市議会行政視察執行要領の見直しという観点から、皆様のお考えを伺う内容としております。

また、その理由のほか、「見直すべき」と回答された場合は、具体案も併せて御記入をお願いしたいと存じます。

議会報告会についての調査票と同様に、11月14日（金）までに御提出いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 書記の説明が終わりました。

質疑や御意見のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御発言もございませんので、質疑等を終わります。

それでは、こちらの項目につきましても、一度会派にお持ち帰りいただきまして、調査票により、現時点での各会派の意見を取りまとめ、次回の本委員会で協議を進めていきたいと考えておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのように取り扱ってまいります。

以上で、検討項目についての、キ 行政視察の在り方の見直しについてを終わります。

---

○委員長【大川 裕君】 次に、検討項目についての、ク 市議会災害対応

についてを議題といたします。

書記に資料の説明をさせます。

○書記【神田明香君】

それでは、私から御説明いたします。

再び、「02\_【資料2】検討項目（令和7年10月23日）」の2枚目を御覧ください。

「市議会災害対応について」、まず、提案理由1になりますが、災害時の議員の役割について、議員の安全を確保するため、正副議長及び議会運営委員会の正副委員長の参考方法や議員の対応及び職務などについて、「小田原市議会災害対策対応規程」の見直しを行うことのほか、提案理由2として、市議会として「議会災害対策会議」を設置した際「市災害対策本部」と連携すること、各議員の行動などをルール化・フロー化した「小田原市議会災害対応マニュアル」の策定について御提案をいただきました。

このマニュアルは、災害発生時における議会の機能維持と、議員・議会局の役割を明確にするためのもので、災害発生直後の初動対応、応急対応、復旧対応に加え、新型感染症やJアラート発令時の対応なども盛り込みたいとの御提案でございます。

以前の協議といたしましては、議会改革推進委員会（平成30年6月5日設置）において市議会事業継続計画（BCP）の策定について協議され、本市議会には「小田原市議会災害対策対応規程」があり、大規模災害等が発生した場合は、個々の議員は同規程に基づき対応することから、当時、市議会独自の事業継続計画（BCP）を策定する必要はないとの結論に至っております。

次に、現状でございますが、現在「小田原市議会災害対策対応規程」第2条に、震度5弱など、執行部で災害対策本部が設置された場合、正副議長及び議会運営委員会正副委員長は直ちに市役所本庁舎に参考することや、災害対策本部が設置されたときに市議会本部を設置することが規定されていますが、全職員の参考基準が「震度5強」となっていることなどから、論点といたしまして、議員の参考基準や、市議会本部を「設置できる規定」に変更するなど、「小田原市議会災害対策対応規程」について見直すことを検討するとともに、災害発生直後の初動対応、応急対応、復旧対応に加え、新型感染症やJアラート発令時などの対応を盛り込んだ、各議員の行動規範を整理した「小田原市議会災害対応マニュアル」の策定について検討するとさせていただいております。

続きまして、「08\_【参考資料2】県内他市調査とりまとめ」の3枚目を御覧ください。

県内他市の状況でございます。

市議会災害対応につきましては、市議会災害対策本部や市議会災害対策会議の設置規定

がない市もございました。また、（2）の議員行動マニュアルや議会B C Pについては、約3分の2程度の市が作成しているという状況でございます。

続きまして、「06\_【資料6】市議会災害対応について」を御覧ください。

市議会災害対策本部または市議会災害対策会議ですが、その設置を条例で位置づけている県内の市はなく、設置根拠は「要綱」や「規程」など様々です。また、市議会災害対策本部の設置規定のない市もございます。

次に、「要綱」、「規程」と「対応マニュアル」との違いについてです。

本市では、「小田原市議会災害対策対応規程」が定められており、この「要綱」や「規程」では、市議会災害対策本部の設置や構成員などの組織、所掌事務などの基本的な事項のみが記されております。

一方、「対応マニュアル」では、災害時のより具体的な内容について、例えば、議会、議員個人の具体的な対応方法や、「初動期」、「応急期」、「復旧・復興期」といった経過日数ごとの対応、「地震」、「風水害」、「感染症」など災害種別ごとの対応など記されている場合がございます。

また、2枚目以降は、現行の「小田原市議会災害対策対応規程」でございます。第2条に、市議会本部の設置について定められております。6枚目以降は、秦野市議会が作成され、ホームページにおいても公開されている災害時等行動マニュアルを参考まで提示させていただいております。改めて御確認いただければと存じます。

最後に、「03\_【資料3】調査票」の3枚目を御覧ください。

こちらは、市議会災害対応について、「小田原市議会災害対策対応規程」の見直しと、災害発生時議員行動マニュアルの作成について、皆様のお考えを伺う内容としております。

ほかの調査票と同様に、11月14日（金）までに御提出いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】書記の説明が終わりました。

質疑や御意見のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】御発言もございませんので、質疑等を終わります。

それでは、こちらの項目につきましても、一度会派にお持ち帰りいただきまして、調査票により、現時点での各会派の意見を取りまとめ、次回の本委員会で協議を進めていきたいと考えておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】

御異議ございませんので、そのように取り扱って

まいります。

以上で、検討項目についての、ク 市議会災害対応についてを終わります。

それでは、調査票（3種類）につきましては、11月14日（金）までに、ラインワークスの「議会改革推進委員会のトーク」宛て御提出願います。

なお、議事を効率的に運営するため、調査票の提出に際しては、会派としての意見を整理・集約いただきますようお願いします。

また、無会派議員に対しましても、意見の参考として調査票を配付することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】

御異議ございませんので、そのように取り扱って

まいります。

以上で、協議事項（1）検討項目についてを終わります。

---

○委員長【大川 裕君】

次に、協議事項の（2）次回の開催日程について

を議題といたします。

ここで、日程調整のため暫時休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

---

午後 2時25分 再開

○委員長【大川 裕君】

休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、次回の開催については、12月19日（金）の午前10時からといたします。

また、第5回については、1月29日（木）の午前10時からといたします。

---

○委員長【大川 裕君】

以上で、本日の議題については、すべて終了いたしましたので、議会改革推進委員会を散会いたします。

午後 2時26分 散会

---

議会改革推進委員長 大川 裕

## 議会改革推進委員会提出事項

令和 7 年 10 月 23 日 (木)

午後 1 時 30 分

第 2 委員会室

### 1 協議事項

#### (1) 検討項目について (資料 1 ~ 6、参考資料)

- ア 議員定数について
  - イ タブレット導入による政務活動費の見直しについて
  - ウ 休日・夜間議会について
  - エ 会議録の暫定版の発行について
  - オ 議会役員の選出方法の見直しについて
    - ・各項目について協議いただく。
  - カ 議会報告会について
  - キ 行政視察の在り方の見直しについて
  - ク 市議会災害対応について
    - ・調査票 (資料 2-1 ~ 資料 2-3) の様式により、各会派の考え方を記入の上、
- 令和 7 年 11 月 14 日 (金) までに提出いただく

#### (2) 次回の開催日程について

- ・次回及び第 5 回の開催日程について調整いただく